

答 申 書

1 審査会の結論

市民病院伝染病舎建設における移転補償費等に関する資料につき、その一部を非開示とした決定については、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求までの経過

ア 資料の開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成29年8月31日付け保有個人情報開示請求書により、豊橋市個人情報保護条例（平成17年豊橋市条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、「昭和31年頃の豊橋市民病院隣接の新伝染病舎建設における〇〇〇〇居住の〇〇〇〇の移転補償費の交渉及び経緯に係る一切の公文書」につき、保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 一部開示決定

実施機関である市長（以下「市長」という。）は、本件請求に対して、対象公文書を別紙1に掲げる文書（以下「本件対象公文書」という。）と特定した上で、別紙2に掲げる部分を非開示とする旨の一部開示決定を行った。

ウ 審査請求

これに対し、請求人は、平成29年10月2日付け審査請求書により、別紙1に掲げる文書4ないし文書6を非開示とする一部開示決定について、その取消しを求め、開示を求める旨の審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

別紙 1 に掲げる文書 4 ないし文書 6 を非開示とする一部開示決定について、その取消しを求め、開示を求める。

(3) 審査請求の理由

審査請求の理由は、平成29年10月 2 日付けの審査請求書、同年11月22日付け反論書及び平成30年 2 月20日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）によると、おおむね次のとおりである。

ア 市長は、条例第16条第 8 号に規定する非開示理由を主張するが、その非開示理由は具体的なものでなく抽象的である。

イ 市民病院伝染病舎建設における移転補償交渉事務は終了しており、将来の移転補償交渉事務に支障は生じないことは明白である。

ウ 50年くらい前の資料について、これから本件と同様の移転補償交渉事務があったとしても、あてはまらないのではないか。

エ 以上の理由により、文書 4 ないし文書 6 を非開示とする一部開示決定は、取り消されるべきである。

3 市長の主張の要旨

市長の主張を、平成29年10月31日付けの弁明書及び平成30年 2 月20日の本審査会による調査から要約すれば、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求に係る公文書について

本件審査請求に係る公文書は、「伝染病院建設敷地内の建築物等の撤去に関する対策方針案」（文書 4）、「建物物件補償見積調書（伝染病院建設に伴う移転補償費関係調書）」（文書 5）及び「伝染病院建設敷地内建築物等の移転通知について」である（文書 6）。

(2) 非開示情報該当性について

審査請求に係る公文書には、伝染病舎建設敷地内の建築物等に関する市内部での検討案及び結果が記載されているところであるが、条例第16条第 8 号の非

開示情報に該当する。

ア 文書4

文書4は、伝染病院建設敷地内の建築物等の撤去に関する対策方針案が記載された文書であり、仮に、対策方針案の検討内容・結果が開示されると移転補償交渉にあたっての市の方針が移転補償交渉相手の知れるところとなり、移転補償交渉を円滑に行うことが困難になる。また、対策方針案の検討内容が開示されると、外部から干渉を受け、対策方針の検討において率直な意見交換を不当に阻害するおそれがある。

そして、本件に関する移転補償交渉事務は終了しているものの、対策方針案が開示されれば、市が将来実施する本件と同様の移転補償交渉において支障が生じるおそれがある。なお、50年前と現在とでは積算の仕方は異なるかもしれないが、内部の検討過程（積算して算定する流れや増減の裁量）は、年数の経過では変わらないものと考えている。

イ 文書5及び文書6

文書5及び文書6は、最終的に〇〇〇〇に提示されたものではなく、市内で検討した案にすぎない段階のものであると考えられる。

したがって、これを開示すると前記アで主張したのと同様の弊害が生じるおそれがある。

- (3) 以上より、文書4ないし文書6を開示すると将来の移転補償交渉事務に支障を生ずるおそれがあるので、非開示と決定したことは妥当である。

4 審査会の判断の理由

(1) 審査の指針

条例は、市の実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する

ことを目的としている（条例第1条）

そして、条例第16条は、開示請求者に対する保有個人情報の原則開示を定めるとともに、開示請求に係る情報が非開示情報に該当するかどうかの判断権を実施機関が有することを規定している。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、別紙1に掲げる文書である。

市長は、別紙1に掲げる文書4ないし6につき、条例第16条第8号に該当する情報が含まれているとし、また、別紙1に掲げる文書7ないし10につき、条例第16条第2号に該当する情報が含まれているとして、その一部を非開示とする一部開示決定を行った。

これに対し、請求人は、別紙1に掲げる文書4ないし文書6につき、一部開示決定を取り消し、本件非開示部分の開示を求め審査請求を行っていることから、以下、これら審査請求に係る公文書の見分結果を踏まえ、本件非開示部分の非開示情報該当性について検討する。

(3) 本件非開示部分の非開示情報該当性について

ア 本件非開示部分について

文書4の非開示部分には、伝染病院建設敷地内の建築物等の撤去に関する対策方針案の意思決定に至る過程が記載され、また、補償の積算に関する考え方が記載されていると認められる。

文書5の非開示部分には、補償見積りの対象物、補償額等が記載されていると認められる。

文書6の非開示部分には、伝染病院建設敷地内建築物等の移転に関する通知内容が具体的に記載されていると認められる。

イ 条例第16条第8号について

本号は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている場合は、当該部分を開示しないことを定めたものである。

そして、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、現在の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもののみならず、同種の事務又は事業が反復される場合において、開示請求に係る公文書の開示により、将来の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも含まれる。また、「支障を及ぼすおそれ」については、支障の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解する。

ウ 本件非開示部分の条例第16条第8号該当性について

(ア) 文書4

文書4が含まれる伝染病院建設に関する移転補償交渉資料は、50年以上も前の文書であり、また、処分庁担当課も認めるとおり当該移転補償交渉及び関連事業は終了しているものであり、これらを開示しても当該移転補償交渉及び関連事業へ支障が生ずることはない。

しかしながら、当該伝染病院建設に関する買収事案は終了したとはいえ、伝染病院建設敷地内の建築物等の撤去に関する対策方針案の意思決定に至る過程が記載され、また、補償の積算に関する考え方が記載されており、市が現在行い、又は将来行う買収交渉と共通する部分があると認められる。

これらの情報は、一般的に補償交渉の相手方を含む第三者に開示することが予定されているものではなく、仮に、開示されると、例えば、市の補償交渉における妥協点など補償交渉に関する市の方針が明らかになり、市の補償交渉における当事者としての地位を害するおそれがあると認められる。

そして、現在から50年以上も前の文書であったとしても、その記載内容の

特性などを考慮すれば、必ずしも時の経過だけで同種の現在又は将来の補償交渉事務への支障が減殺されるわけではない。

そのため、文書４の非開示部分を開示することにより、現在及び将来の補償交渉事務に支障が生ずるおそれが高い、つまり、法的保護に値する蓋然性があると認められる。

したがって、文書４は、条例第16条第8号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(イ) 文書５

文書５は、補償見積りの対象物、補償額等が個別具体的に記載されているものの、当該文書の位置づけは定かではなく、市長の主張する非開示理由は、抽象的なおそれにとどまるものと認められる。

したがって、文書５は、条例第16条第8号に該当せず、開示するのが妥当である。

(ウ) 文書６

文書６は、伝染病院建設敷地内建築物等の移転に関する通知内容が具体的に記載されているものの、当該文書の位置づけは定かではなく、市長の主張する非開示理由は、抽象的なおそれにとどまるものと認められる。

したがって、文書６は、条例第16条第8号に該当せず、開示するのが妥当である。なお、文書６には、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれているので、当該部分は、条例第16条第2号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(4) 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、審査請求に係る公文書につき、その一部を条例第16条第8号に該当するとして非開示とした決定については、別紙３に掲げる開示すべき部分は、条例第16条第8号に該当せず、開示すべきである。

(5) 結論

以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
29. 12. 8	○諮問（個）第5号
30. 2. 20	○口頭意見陳述の実施 ○審査
30. 3. 29	○答申内容の決定

【豊橋市情報公開・個人情報保護審査会（第2部会）】

委員（職務代理）	河 邊 伸 泰
委員	入 江 容 子
委員	菅 生 剛 弘

別紙 1

本件対象公文書

- 文書 1 嘆願書（伝染病院設置反対嘆願書）
- 文書 2 豊橋市立伝染病舎建設位置計画変更に関する陳情書
- 文書 3 回答事項（隔離病舎設置反対陳情市長回答要旨）
- 文書 4 伝染病院建設敷地内の建築物等の撤去に関する対策方針案
- 文書 5 建物物件補償見積調書（伝染病院建設に伴う移転補償費関係調書）
- 文書 6 伝染病院建設敷地内建築物等の移転通知について
- 文書 7 陳情書（厚生委員長あて）写し
- 文書 8 市立隔離病舎の業務開始について
- 文書 9 物件移転補償費見積りについて
- 文書 10 物件移転補償費支出について

別紙 2

非開示部分

文書	非開示部分	非開示理由
文書 1	—	—
文書 2	—	—
文書 3	—	—
文書 4	移転補償事務に関する情報	条例第16条第 8 号
文書 5	移転補償事務に関する情報	条例第16条第 8 号
文書 6	移転補償事務に関する情報	条例第16条第 8 号
文書 7	開示請求者以外の個人に関する情報（氏名）	条例第16条第 2 号
文書 8	開示請求者以外の個人に関する情報（住所・氏名・財産）	条例第16条第 2 号
文書 9	開示請求者以外の個人に関する情報（住所・氏名・財産）	条例第16条第 2 号
文書 1 0	開示請求者以外の個人に関する情報（住所・氏名・財産）	条例第16条第 2 号

別紙 3

文書の名称	開示すべき部分
建物物件補償見積調書	すべて
伝染病院建設敷地内建築物等の移転通知について	開示請求者以外の個人に関する情報（住所、氏名及び物件に関する情報）を除く部分